

所得の金額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

区 分		総 額	処 理		社 外 流 出
			留 保	配 当	
		①	②	③	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当	円
				その他	
損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く 。)	2				
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	3				
加 損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4				
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く) 加 算 金 、 延 滞 金 (延 納 分 を 除 く) 及 び 過 意 税	5			その他	
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6				
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			その他	
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			その他	
	9				
	10				
小 計	11				
減 減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12				
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13				
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (一) 「 13 」 又 は 「 26 」)	14			※	
外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (二) 「 26 」)	15			※	
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16			※	
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17			※	
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 誤 納 に 係 る 還 付 金 額	18				
算 所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	19			※	
	20				
小 計	21			外※	
仮 計 (1) + (11) - (21)	22			外※	
関 連 者 等 に 係 る 支 払 利 子 等 又 は 対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 七 (二 の 二) 「 24 」 若 し く は 「 29 」 又 は 別 表 十 七 (二 の 五) 「 27 」 若 し く は 「 32 」)	23			その他	
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 七 (二 の 三) 「 10 」)	24 △			※	△
仮 計 ((22) か ら (24) ま で の 計)	25			外※	
被 合 併 法 人 等 の 最 終 の 事 業 年 度 の 欠 損 金 の 損 金 算 入 額	26 △			※	△
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 四 (二) 「 24 」 又 は 「 40 」)	27			その他	
沖 縄 の 認 定 法 人 又 は 国 家 戦 略 特 別 区 域 に お け る 指 定 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (一) 「 9 」 若 し く は 「 13 」 又 は 別 表 十 (二) 「 8 」)	28 △			※	△
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別 表 六 (一) 「 6 の ③ 」)	29			その他	
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二 の 二) 「 7 」)	30			その他	
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別 表 六 (五 の 二) 「 5 の ② 」 + 別 表 十 七 (三 の 十 二) 「 1 」)	31			その他	
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 合 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (二) 「 10 」)	32				
対 外 船 舶 運 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 (四) 「 20 」 、 「 21 」 又 は 「 23 」)	33			※	
合 計 (25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34			外※	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一) 「 13 」)	35				
特 定 目 的 会 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 (八) 「 13 」 、 別 表 十 (九) 「 11 」 又 は 別 表 十 (十) 「 16 」 若 し く は 「 33 」)	36 △	△			
中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に よ る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37			※	
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に よ る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38			※	
差 引 計 ((34) か ら (38) ま で の 計)	39			外※	
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別 表 七 (一) 「 4 の 計 」 + (別 表 七 (二) 「 9 」 若 し く は 「 21 」 又 は 別 表 七 (三) 「 10 」)	40 △			※	△
総 計 (39) + (40)	41			外※	
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (三) 「 43 」)	42 △			※	△
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 三) 「 10 」)	43 △	△			
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 縮 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 三) 「 43 の 計 」)	44 △	△			
関 西 国 際 空 港 用 地 整 備 準 備 金 積 立 額 、 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十) 「 15 」 、 別 表 十 二 (十 一) 「 10 」 又 は 別 表 十 二 (十 四) 「 12 」)	45 △	△			
特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 (六) 「 14 」 - 「 11 」)	46			※	
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 の 損 金 算 入 額	47 △	△			
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	48			外※	

御注意

「48」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減算した額と符合することになりますから留意してください。